

様式 2 - 1 規制特例再提案書

特区計画 (構想)管理 番号	規制特例 提案事項 管理番号	規制特例 提案事項 番号	規制の特例事項 (事項名)	管理コー ド	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	再提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁	代替措置の内容	その他(特記事項)
【当室で記入】提案主体による記入は必要なし	【当室で記入】提案主体による記入は必要なし	提案する「規制の特例事項」毎に、1から順番に半角数字で付番すること。	再提案する規制の特例事項の事項名とすること。 (注1、注2)	再提案する規制の特例事項のコードを半角数字で記入すること。(注1、注2)	・規制の特例事項の提案内容を記入すること。 ・規制を撤廃する提案であるのか、数量等を緩和する提案であるのか、明確にすること。(数量等の緩和については、どこまで緩和する必要があるのかを明確にすること)	・規制の特例を用いて実施しようとする具体的事業の内容をその効果を含め、記入すること。	・別添2に示す「特区において認められなかった事項の論点整理(各省庁からの回答)」を踏まえ、各省庁の懸念に対する具体的な解決方法や具体的な効果等を明確にすること。 ・現状の規制の問題点、規制の特例を適用しなければ事業の実施ができないとする根拠(必要性)を明確にすること。 ・これまでに事業の実施を断念した事例があるなど、再提案を行うに至った経緯を明確にすること。	・規制の根拠、又は改正すべきであるとする法令等の名称及び該当条項等を記入すること。 ・該当法令等の法律、政令、省令、通達、告示の別が分かるようにすること。	・対象の根拠法令を所管する官公庁名を記入すること。	・特例の適用にあたって代替措置を講ずる場合、その代替措置の内容、責任主体等を記入すること。	・具体的な事業の実施内容、提案理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、添付資料として提出すること。その際、本欄において、添付資料の項目を列挙すること。 ・他の規制の特例事項と一体的に実施されることにより効果を発揮する場合など、他の規制の特例を用いた事業等との関係を記入すること。

注1) 別添2の「特区において認められなかった事項の整理(各省庁からの回答)」に示す事項を再提案する場合は、資料にある「コード」及び「特区において認められなかった事項」を、それぞれ「管理コード」及び「規制の特例事項(事項名)」の欄に記入すること。

注3) 複数の規制の特例事項について提案する場合は、1行内に記載せず、必ず行を分けて記入すること。

注2) 第1次提案及び第2次提案での検討において、「構造改革特区において実施することができる特例措置」及び「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」とされた事項について、その内容を拡充するために再提案する場合は、次に示す資料に示す、「番号」、及び「構造改革特区において実施可能な特例措置」又は「講じられる規制改革事項」を、それぞれ「管理コード」及び「規制の特例事項(事項名)」の欄に記入すること。

注4) とりまとめの都合上、セル幅の変更、セル結合等の様式の変更は原則として行わないこと。

第1次提案関連:「構造改革特区推進本部」のホームページに掲載されている「構造改革特区推進のためのプログラム(平成14年10月11日)」にある別表1、別表2
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/kettei/021011program.html>)

第2次提案関連:「構造改革特別区域推進本部」のホームページに掲載されている「第2回会合(平成15年2月27日)」の「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」にある別表1、別表2
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/dai2/2siyou2.html>)